



2025年1月27日

日本鉄道労働組合連合会

労働組合を重視した法改正への議論を求める

J R 連 合 と し て の コ メ ン ト ・ 見 解 を 公 表

「労使コミュニケーションの中核はあくまで労働組合」

2024年1月から16回にわたり、厚生労働省において労働基準関係法制の見直しに係る検討会「労働基準関係法制研究会」（以下、「研究会」）が開催され、本年1月に「報告書」がまとめられた。研究会では、働き方の多様化に対応する必要性などに関する議論のほか、労使コミュニケーションに関する事項として、集团的労使関係のあり方や労使協定の締結単位見直しなどについても議論された。

J R 連 合 と し て は、既 存 の 労 働 組 合 こ そ が 労 使 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の 中 核 で あ り、こ れ を 形 骸 化 す る よ う な 方 向 で の 議 論 が な さ れ て い な い か 動 向 を 注 視 す る と と も に、過 半 数 労 働 組 合 が 存 在 し な い 場 合 に は 現 状 で も 多 く の 課 題 が あ る こ と な ど を 踏 ま え、J R 連 合 と し て の 考 え 方 を ま と め て H P に 公 表 し た。そ し て、連 合 や マ ス コ ミ な ど と 課 題 認 識 の 共 有 や 発 信 を 行 っ て き た。

1月8日に公表された報告書では、「労使コミュニケーションの中核を労働組合とすること」が明記され、それが基調となっていることや、従業員代表の複数人数化に関する記述がなされるなど、連合や私たちの主張が反映されている。一方で、複数人数化された従業員代表



昨年10月31日に開催された連合主催シンポジウムにパネリストとして出席する相良局長

に労働組合から優先的に選出することは明記されていないことなど、課題も残っている。

2026年法改正に向けて

本年1月21日に開催された労働政策審議会（労働条件分科会）の中で「研究会」報告書が報告され、労使コミュニケーション部分についての質疑も多く出された。今後、2026年の法改正をめざして議論が進められることとなるとみられる。

J R 連 合 と し て は、「健 全 な 労 働 組 合 の 重 要 性」や「団 体 交 渉 に よ る 労 使 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の 重 要 性」を 発 信 す る 良 い 機 会 と 捉 え、連 合 な ど へ の 働 き かけ を 通 じ て、あ る べ き 法 改 正 の 議 論 が な さ れ る よ う 積 極 的 に 関 与 し て い く。

そ し て、憲 法 に 保 障 さ れ た 団 結 権 に 基 づ き 自 主 的 に 組 織 さ れ た 労 働 組 合 こ そ が、職 場 の 隅 々 ま で の 実 態 を 的 確 に 把 握 し、労 働 者 の 代 表 た る に 相 応 し い 存 在 で あ る こ と を 訴 え、労 働 組 合 の 結 成 ・ 拡 大 に 繋 が る よ う な 実 効 あ る 法 改 正 を 求 め て い く。

労働基準法制の見直しに関するJ R 連 合 見 解（抜 粋）

- (1) 労働政策を推進する大前提として、労使コミュニケーションの中核的役割の担い手は労働組合であると位置づけるべき。国は、こうしたスタンスのもと、労働組合の結成や組織拡大を政策方針、政策目標として位置づけ、支援・促進する具体策を検討・推進すべき。
- (2) 過半数代表制を法の趣旨に基づき機能させることが重要であり、仕組みの整備や補強を求めるべき。
- (3) 「労働者代表制の法整備」を検討すべき。検討にあたっては、「①労働組合の優越性」②「労働者を適切に代表する機能」③「経営者との対等性や独立性」が重要
- (4) 協定締結や意見聴取等の「法廷手続き」は「事業場」を単位として行われるべき。

「研究会」報告書・労使コミュニケーションに関するJ R 連 合 コ メ ン ト（抜 粋）

- (1) 「労働組合の結成・拡大の支援・促進」を明確に目標化すべき
- (2) 労働三権など労働法の基礎知識等の従業員教育を企業に義務化すべき
- (3) 過半数労働組合には、過半数代表者を上回る便宜供与や支援を行うべき
- (4) 労働組合を過半数代表者の相談支援先に明記するとともに、労働組合結成を促すべき。